

第 80 回国民スポーツ大会青森県準備委員会 第 5 回施設専門委員会

参考資料

目 次

○ 第 80 回国民スポーツ大会青森県準備委員会決定事項	
（1）第 80 回国民スポーツ大会青森県準備委員会令和 2 年度事業報告	P 1
（2）第 80 回国民スポーツ大会青森県準備委員会令和 2 年度収支決算	P 7
（3）第 80 回国民スポーツ大会青森県準備委員会令和 3 年度事業計画	P 8
（4）第 80 回国民スポーツ大会青森県準備委員会令和 3 年度収支予算	P10
（5）第 80 回国民スポーツ大会会期	P11
（6）第 80 回国民スポーツ大会競技会場の変更	P12
（7）第 80 回国民スポーツ大会デモンストレーションスポーツ開催競技及び競技会場の変更	P13
（8）第 80 回国民スポーツ大会記録業務基本計画	P14
（9）第 80 回国民スポーツ大会輸送・交通基本計画	P16
（10）第 80 回国民スポーツ大会式典基本計画	P20
（11）第 80 回国民スポーツ大会警備・消防防災基本計画	P39
（12）第 80 回国民スポーツ大会青森県準備委員会令和 3 年度事業報告	P44
（13）第 80 回国民スポーツ大会青森県準備委員会令和 3 年度収支決算	P50
（14）第 80 回国民スポーツ大会青森県準備委員会令和 4 年度事業計画	P52
（15）第 80 回国民スポーツ大会青森県準備委員会令和 4 年度収支予算	P53

第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会
令和2年度事業報告

1 開催準備業務

主な業務	内 容	
(1) 各種基本方針等の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・開催準備総合計画（第3次）改正 ・専門委員会規程改正 ・競技施設整備計画（第1次）の策定 ・記録業務基本方針の策定 ・宿泊基本計画の策定 ・医事・衛生基本方針の策定 ・警備・消防防災基本方針の策定 	
(2) 会場地市町村の選定等	<ul style="list-style-type: none"> ・第8回及び第9回常任委員会で正式競技種別変更及び競技会場の変更について審議・承認 ・第8回常任委員会でデモンストレーションスポーツ会場地市町村第三次選定を審議・承認し、1市1競技が内定 ・第9回常任委員会でデモンストレーションスポーツ会場地市町村第四次選定を審議・承認し、1市1競技が内定 	
(3) 競技役員等養成の補助	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度第80回国民スポーツ大会競技役員等養成事業補助金交付要綱を制定し、県競技団体に対し補助を実施 	
(4) 広報活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・あおり国スポ開催PRのための広報物作成及び配布 ・あおり国スポのSNS開設（Youtube, Facebook, Instagram） ・あおり国スポ専用ホームページの開設 	
(5) その他開催準備業務の推進	<開催申請書の提出>	
	6月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・知事、教育長、県スポーツ協会会長が、文部科学省と公益財団法人日本スポーツ協会に開催申請書（冬季大会及び本大会）を提出
	9月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿児島国体を令和5年に開催することが決定し、これにより第80回国民スポーツ大会（冬季大会及び本大会）を令和8年に一年延期することが決定
	10月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人日本スポーツ協会臨時理事会において、第80回国民スポーツ大会（冬季大会及び本大会）の開催地として内定

	<p><その他業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催年変更に伴う愛称・スローガン規定書体の修正 ・大会マスコットキャラクター「アップリート君」展開形（デモンストラーションスポーツ）作成及び開催年変更に伴うデザインの修正
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2 会議の開催

(1) 総会

会議名	開催年月日	開催場所	議案
第5回総会	R2. 7. 22	書面開催	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度事業報告 ・令和元年度収支決算 ・令和2年度事業計画 ・令和2年度収支予算

(2) 常任委員会

会議名	開催年月日	開催場所	議案
第8回 常任委員会	R2. 6. 1	書面開催	<ul style="list-style-type: none"> ・正式競技種別変更及び競技会場の変更 ・デモンストラーションスポーツ会場地 市町村第三次選定 ・競技施設整備計画（第1次） ・専門委員会規程改正
第9回 常任委員会	R3. 2. 1	ホテル青森	<ul style="list-style-type: none"> ・開催準備総合計画（第3次）改正 ・正式競技種別変更及び競技会場の変更 ・記録業務基本方針 ・デモンストラーションスポーツ会場地 市町村第四次選定 ・宿泊基本計画 ・医事・衛生基本方針 ・警備・消防防災基本方針

(3) 専門委員会

ア 総務企画専門委員会

会議名	開催年月日	開催場所	議案等
第8回 総務企画専門 委員会	R2. 5. 15	書面開催	・正式競技種別変更及び競技会場の変更
第9回 総務企画専門 委員会	R3. 1. 22	青森県庁東棟5階 中会議室	・開催準備総合計画（第3次）改正 ・正式競技種別変更及び競技会場の変更

イ 競技運営専門委員会

会議名	開催年月日	開催場所	議案等
第7回 競技運営専門 委員会	R2. 6. 26	書面開催	・記録業務基本方針 ・デモンストレーションスポーツ会場地 市町村第四次選定

ウ 施設専門委員会

会議名	開催年月日	開催場所	議案等
第3回 施設専門委員会	R2. 4. 24	書面開催	・競技施設整備計画（第1次）

エ 広報・県民運動専門委員会

会議名	開催年月日	開催場所	議案等
第7回 広報・県民運動 専門委員会	R2. 5. 28	書面開催	・令和元年度広報活動の取組実績及び令和 2年度広報活動の取組予定（報告） ・イメージソングの歌唱者（報告）

オ 宿泊専門委員会

会議名	開催年月日	開催場所	議案等
第2回 宿泊専門委員会	R2. 12. 22	青森県庁東棟5階 中会議室	・宿泊基本計画

カ 輸送・交通専門委員会

輸送・交通基礎調査の実施及び調査分析のため、令和2年度は未開催。

キ 式典専門委員会

鹿児島国体延期により、令和2年度は未開催。

ク 医事・衛生専門委員会

会議名	開催年月日	開催場所	議案等
第1回 医事・衛生専門委員会	R2. 10. 28	青森県庁東棟5階 中会議室	・医事・衛生基本方針

ケ 警備・消防専門委員会

会議名	開催年月日	開催場所	議案等
第1回 警備・消防専門委員会	R2. 10. 27	青森県庁東棟4階 E会議室	・警備・消防防災基本方針

コ 水泳（飛込）競技運営専門委員会

会議名	開催年月日	開催場所	議案等
第1回 水泳（飛込）競技 運営専門委員会	R2. 12. 1	書面開催	・水泳（飛込）競技会開催準備総合年次計画 ・水泳（飛込）競技会開催基本計画

サ 馬術競技運営専門委員会

会議名	開催年月日	開催場所	議案等
第1回 馬術競技運営専門委員会	R2. 12. 1	書面開催	・馬術競技会開催準備総合年次計画 ・馬術競技会開催基本計画 ・馬事衛生部会設置要綱
第1回 馬事衛生部会	R2. 12. 21	書面開催	・第1回馬術競技運営専門委員会決定事項（報告） ・先催県の馬事衛生業務（報告）

(4) 市町村・競技団体担当者会議

会議名	開催年月日	開催場所	説明事項等
第3回 会場地市町村 担当者会議	R2. 5. 11	書面開催	・リハーサル大会運営補助金（リハ大会） 及び会場地市町村運営交付金（本大会）の 競技会に係る市町村への支援制度 ・愛称・スローガン及びマスコットキャラ

			クター「アップリート君」の活用 ・練習会場及び競技用具整備計画第一次調査 ・競技役員等第一次編成調査 ・競技別リハーサル大会開催意向（第1次）調査 ・会場地市町村競技施設仮設等対応費補助金 ・宿泊施設実態調査等の実施
第3回市町村担当者会議・第3回競技団体担当者会議	R3.1.20	青森県総合社会教育センター大研修室	<第1部> ・大会内定等 ・大会全体会期 ・競技別会期 ・デモンストレーションスポーツ第五次（最終）募集 <第2部> ・リハーサル大会運営補助金（リハ大会）及び会場地市町村運営交付金（本大会）の競技会に係る市町村への支援制度 ・練習会場選定スケジュール ・競技用具整備計画のヒアリング ・競技役員等の養成及び編成 ・競技別リハーサル大会 <第3部> ・令和3年度第80回国民スポーツ大会市町村競技施設仮設等対応費補助金 ・宿泊施設実態調査

(5) 開催県検討会議

会議名	開催年月日	開催場所	議案等
令和2年度第2回国体開催県検討会議	R3.1.13	オンライン開催	<施設調整関係分科会> ・馬事衛生業務 <競技用具整備部会> ・競技用具の売買の基本的スキームの検討 ・競技用具整備に関する日本スポーツ協会及び中央競技団体との協議 ・競技用具整備に係る事例や課題等の情報共有

3 中央競技団体正規視察

令和3年度に予定している水泳（競泳・水球・AS・OWS）の視察実施に向け、日程調整や資料作成等の準備を行った。

4 各種調査の実施

主な調査	内 容
市町村・競技団体ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・会場地選定（会場変更）に係るヒアリング ・各種調査実施に係るヒアリング（練習会場及び競技用具整備計画第一次、競技役員等第一次編成、競技別リハーサル大会開催意向（第1次）） ・各種補助金に係るヒアリング（リハーサル大会運営費、競技役員等養成事業費、市町村競技施設仮設等対応費）
先催県の情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度開催県検討会議（第1回は書面、第2回はリモートで開催）で意見交換 ・第76回国民体育大会（三重とこわか国体）の開催準備状況や業務運営等について情報収集
宿泊施設実態調査等	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の宿泊施設等の実態を把握し、選手・監督、役員、視察員及びその他の関係者の宿泊について充足対策や仮配宿の検討等、今後の配宿計画策定の資料とするため、宿泊施設や会場地市町村に対し、(1)宿泊施設実態調査、(2)転用施設調査、(3)民泊意向調査を実施。
輸送・交通基礎調査	<ul style="list-style-type: none"> ・大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者の輸送について、今後策定する輸送・交通実施計画の基礎資料とするため、資料の収集や推計、現況調査、ルートの検討等を業務委託により実施。

5 協議・連絡調整の実施

主な調整先	内 容
公益財団法人日本スポーツ協会	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度国民体育大会委員会への出席（リモート参加）
公益財団法人日本スポーツ協会及び中央競技団体（ボート、ライフル射撃、馬術）	<ul style="list-style-type: none"> ・ボート、ライフル射撃及び馬術の3競技について、開催県検討会議競技用具整備部会で提出された意見等を日本スポーツ協会、中央競技団体及び青森県の三者による協議を実施。

第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会
令和2年度収支決算

収入決算額 26,493,245円
 支出決算額 26,493,245円
 差引残額 0円

1 収入の部

(単位：円)

科目	予算額	補正額	現計予算額 A	決算額 B	差引額 A-B	備考
県負担金	55,017,000	△ 26,501,000	28,516,000	26,492,866	2,023,134	
諸収入	0	0	0	379	△ 379	預金利息
合計	55,017,000	△ 26,501,000	28,516,000	26,493,245	2,022,755	

2 支出の部

(単位：円)

科目	予算額	補正額	現計予算額 A	決算額 B	差引額 A-B	備考
事業費	43,209,000	△ 17,485,000	25,724,000	24,192,555	1,531,445	常任委員会等の 会議開催経費 競技役員等養成 経費 広報啓発経費
事務局費	11,808,000	△ 9,016,000	2,792,000	2,300,690	491,310	事務局運営経費
合計	55,017,000	△ 26,501,000	28,516,000	26,493,245	2,022,755	

監 査 報 告

第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会会則第7条第4項及び第17条の規定に基づき、令和2年度収支決算に関する会計書類について監査したところ、その内容が適正であったことを認めます。

令和3年 5 月 27 日 監 事 金 一啓 

令和3年 6 月 2 日 監 事 小鹿 継仁 

令和3年 6 月 3 日 監 事 原田 啓一 

第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会

会 長 三 村 申 吾 様

第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会 令和3年度事業計画

第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会の令和3年度事業計画は、次のとおりとする。

1 開催準備業務

- (1) 各種基本方針等の策定
- (2) 会場地市町村の選定等
- (3) 競技役員等養成の補助
- (4) 広報活動の推進
- (5) その他開催準備業務の推進

2 会議の開催

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会
(総務企画、競技運営、施設、広報・県民運動、宿泊・輸送・交通、式典、
医事・衛生、警備・消防、県外開催（水泳（飛込）、馬術）競技運営)
- (4) 市町村・競技団体担当者会議
- (5) 開催県検討会議

3 中央競技団体正規視察

4 各種調査の実施

- (1) 市町村ヒアリング・競技団体ヒアリング
- (2) 先催県の情報収集
- (3) 宿泊施設実態調査

5 協議・連絡調整の実施

公益財団法人日本スポーツ協会及び関係機関・団体との連絡調整

第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会
令和3年度収支予算

第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会の令和3年度収支予算は、次のとおりとする。

1 収入の部

(単位：千円)

科 目	本年度予算額		説明
		うち暫定予算額	
負 担 金	38,103	29,744	青森県負担金
合 計	38,103	29,744	

2 支出の部

(単位：千円)

科 目	本年度予算額		説明
		うち暫定予算額	
事 業 費	28,393	24,935	総会、常任委員会及び専門委員会等会議開催経費、広報啓発費、競技役員等養成費、開催県検討会議開催経費
事務局費	9,710	4,809	事務局運営費
合 計	38,103	29,744	

第80回国民スポーツ大会会期

第80回国民スポーツ大会の会期について、(公財)日本スポーツ協会に次の3案を提出する。

第1案 2026年(令和8年)10月10日(土)～10月20日(火)

第2案 2026年(令和8年)10月11日(日)～10月21日(水)

第3案 2026年(令和8年)10月9日(金)～10月19日(月)

※希望順位は第1案～第3案の順

令和3年12月21日
第10回常任委員会 決定

第80回国民スポーツ大会競技会場の変更

	競技名	種別	市町村名	開催予定施設	
1	サッカー	成年女子	十和田市	変更前	十和田市高森山総合運動公園球技場 十和田市若葉球技場
				変更後	十和田市高森山球技場 十和田市高森山人工芝多目的グラウンド

(留意事項)

開催予定施設は、現時点で競技を開催できる能力を有する施設として判断したものであり、今後、会場の追加・変更等が生じる場合がある。

令和3年12月21日
第10回常任委員会 決定

第80回国民スポーツ大会デモンストレーションスポーツ
開催競技及び競技会場の変更

1 第80回国民スポーツ大会デモンストレーションスポーツ開催競技の変更
【開催希望申請を取下げした競技】

市町村名	競技名	開催予定施設	主管団体名
青森市	アクアスロン	青森港新中央埠頭	青森県トライアスロン協会

2 第80回国民スポーツ大会デモンストレーションスポーツ競技会場の変更
【会場新設による会場変更競技】

市町村名	競技名	開催予定施設	
		変更前	変更後
平川市	インディアカ	平賀体育館	ひらかわドリームアリーナ

(留意事項)

開催予定施設は、現時点で競技を開催できる能力を有する施設として判断したものであり、今後、会場の追加・変更等が生じる場合がある。

第80回国民スポーツ大会記録業務基本計画

第80回国民スポーツ大会の記録業務は、「第80回国民スポーツ大会記録業務基本方針」に基づき、第80回国民スポーツ大会青森県準備（実行）委員会（以下「県委員会」という。）、会場地市町村準備（実行）委員会（以下「会場地委員会」という。）及び関係競技団体が連携して円滑に業務を推進できるよう、この基本計画により実施する。

1 対象競技

第80回国民スポーツ大会（冬季大会を除く）における正式競技及び特別競技とする。

2 記録本部

県委員会及び会場地委員会は、記録業務の円滑な推進を図るため、競技に関する競技成績・記録、定期連絡、緊急連絡等（以下「競技記録等」という。）を処理する記録本部をそれぞれ設置する。

（1）競技会場記録本部

会場地委員会及び関係競技団体は、実施競技に関する競技記録等を処理及び発表し、県委員会へ送信するための競技会場記録本部を設置する。また、複数の会場で実施される競技については、各競技会場の競技記録等を取りまとめるための競技記録集約会場を決定する。

（2）県記録本部

県委員会は、全競技の実施状況、競技記録等を収集及び発表し、都道府県総合成績を算出するため、県記録本部を設置する。

3 業務内容

（1）競技会場記録本部

① 競技記録等の決定

競技会場記録本部は、競技の実施状況を把握し、競技記録等を取りまとめるとともに、競技別総合成績を決定する。

② 県記録本部への送信

競技会場記録本部は、競技記録等及び競技別総合成績を県記録本部へ送信する。

③ 競技会場における競技記録等の発表

競技会場記録本部は、競技記録等及び競技別総合成績を競技会場において発表する。

④ 競技記録集約会場

集約会場に決定された競技会場記録本部は、その他の競技会場の競技記録等及び競技別総合成績を取りまとめ、県記録本部へ送信するとともに発表する。

(2) 県記録本部

① 競技記録等の収集

県記録本部は、全競技の競技記録等及び競技別総合成績を競技会場記録本部又は競技記録集約会場から収集する。

② 競技記録等の発表

県記録本部は、全競技の競技記録等及び競技別総合成績を発表するとともに、記録・成績等に関する照会に対応する。

③ 都道府県総合成績の算出・発表

県記録本部は、収集した競技記録等及び競技別総合成績から、都道府県総合成績を算出し、発表する。

4 記録システム

県委員会は、競技記録等及び競技別総合成績の収集、都道府県総合成績の算出、発表を正確かつ迅速に処理するため、次の記録処理システムを構築する。

(1) 競技記録等及び競技別総合成績を競技会場記録本部又は競技記録集約会場から県記録本部へ速やかに送信できるシステム

(2) 競技記録等及び競技別総合成績から、速やかに都道府県総合成績を算出できるシステム

(3) 競技記録等及び競技別総合成績並びに都道府県総合成績を速報できるシステム

5 その他

(1) 公開競技の記録業務

競技記録等は、中央競技団体が県委員会へ報告する。

(2) デモンストラーションスポーツの記録業務

競技記録等は、会場地市町村が県委員会へ報告する。

(3) この計画に定めるものほか、必要な事項は別に定める。

第80回国民スポーツ大会輸送・交通基本計画

第80回国民スポーツ大会輸送・交通基本方針に基づき、県、会場地市町村、関係機関及び関係団体等は相互に緊密な連携を図り、第80回国民スポーツ大会(以下「大会」という。)の輸送・交通業務を円滑に推進する。

1 輸送・交通業務の一般的事項

(1) 輸送対象者

輸送の対象者は次のとおりとする。

ア 大会参加者

- ① 選手・監督
- ② 都道府県選手団本部役員
- ③ 大会役員
- ④ 競技会役員
- ⑤ 競技役員
- ⑥ 招待者
- ⑦ 報道関係者
- ⑧ 視察員
- ⑨ 式典出演者
- ⑩ 大会実施本部係員、大会補助員、大会協力者等
- ⑪ 競技会係員、競技会補助員、競技補助員、競技会協力者等
- ⑫ その他、県または会場地市町村が必要と認めた者

イ 一般観覧者

(2) 実施期間

輸送・交通業務を行う期間は、原則として総合開会式3日前から総合閉会式終了1日後までの間とする。ただし、競技の特殊事情から必要と認められる場合は、会場地市町村が別に期間を定める。

(3) 業務の範囲

輸送・交通業務の範囲は、全国輸送、総合開・閉会式輸送、競技会場地輸送及びその他大会諸行事に直接関係する会場等の相互間の輸送とする。

輸送対象者、車両、発着場所及び発着時刻等を定め、計画的に行う輸送(以下「計画輸送」という。)は、原則として概ね2km未満の距離は行わない。ただし、地域の交通事情等を勘案し、県と会場地市町村が協議の上、必要と認められる場合は、この限りでない。

2 全国輸送

(1) 全国輸送計画の策定

県は、関係機関及び関係団体の協力を得て、全国から来県する選手・監督及び都道府県選手団本部役員等の全国輸送計画を策定する。

なお、計画の策定にあたっては、各都道府県等に対する来会意向調査を実施する。

(2) 輸送業務の範囲

全国から来県する選手・監督及び都道府県選手団本部役員等について、各都道府県出発地から宿泊地の間とする。

(3) 集合・解散輸送

選手・監督及び都道府県選手団本部役員等の全国輸送は、自由集合・自由解散（鉄道、航空機、路線バス等の公共交通機関または自家用車等を利用して集合、解散することをいう。）とする。

なお、県は必要に応じて、列車の増発・増結、航空機の増便等を関係機関及び関係団体に要請する。

(4) 指定下車駅等の設定

選手・監督及び都道府県選手団本部役員等の指定下車駅等は、県が会場地市町村と協議の上、宿泊地の最寄りの駅等から設定する。

(5) 輸送案内

輸送案内は、県が主要拠点に設置する総合案内所及び会場地市町村が指定下車駅等に設置する案内所において行う。

(6) 指定下車駅等からの輸送

指定下車駅等と宿舎の間の輸送について、輸送距離及び道路交通事情を勘案し、必要に応じて会場地市町村が行う。

3 総合開・閉会式輸送

(1) 総合開・閉会式輸送計画の策定

県は、関係機関及び関係団体の協力を得て、総合開・閉会式輸送計画を策定する。

(2) 輸送業務の範囲

総合開・閉会式に参加する選手・監督及び都道府県選手団本部役員等について、指定集合地（総合開・閉会式輸送における選手・監督等の集合地をいう。以下同じ。）と総合開・閉会式会場の相互間とし、原則として計画輸送とする。

(3) 一般観覧者の輸送

一般観覧者の輸送は、関係機関及び関係団体の協力を得て、鉄道、路線バス等の公共交通機関を最大限に活用するとともに、主要鉄道駅及び駐車場等からのシャトルバスの運行や臨時乗降場の設置等の必要な措置を講じる。

自家用車での来場は、原則として認めない。ただし、総合開・閉会式会場の車椅子席利用者等の輸送については、別途配慮する。

(4) 指定集合地の設定

総合開・閉会式参加者の計画輸送を円滑に行うため、宿舎の分布、参加人員及び道路交通事情等を勘案し、県と会場地市町村が協議の上、総合開・閉会式輸送の起点・終点となる指定集合地を設定する。

(5) 指定集合地と宿舎間の誘導

指定集合地と宿舎が異なる場合は、指定集合地と宿舎間の誘導を会場地市町村が行い、指定集合地において県に引き継ぎを行う。

(6) 計画輸送経路の設定

県は、輸送距離、所要時間及び道路交通事情等を勘案し、関係機関及び関係団体と協議の上、総合開・閉会式の計画輸送経路を設定する。

(7) 添乗員の配置

計画輸送バスの各車両には、乗降時の誘導、乗車人員の把握及び事故発生等の緊急時における措置のため、原則として係員が添乗する。

(8) 車両許可証等の交付

会場周辺に乗り入れを認める車両は、一般車両と容易に区別ができるよう別に定める許可証等を交付する。

4 競技会場地輸送

(1) 会場地市町村輸送・交通業務の手引きの作成

県は、会場地市町村における輸送・交通業務を支援、推進するため、会場地市町村輸送・交通業務の手引きを作成する。

(2) 競技会場地輸送計画の策定

会場地市町村は、会場地市町村輸送・交通業務の手引きを参考に、競技会場地における輸送計画を策定する。

なお、同一の競技が2市町村以上の会場地で行われる場合は、関係市町村が協議して実施する。

5 車両等及び駐車場の確保

(1) バス・タクシー等の確保

県は総合開・閉会式輸送、会場地市町村は競技会場地輸送について、それぞれが関係機関及び関係団体等の協力を得て、必要なバス・タクシー等の車両の確保に努める。

なお、県は、競技会場地輸送に必要なバス台数を把握し、会場地市町村と協議の上、必要に応じて関係機関及び関係団体等にバス確保の協力を要請する。

(2) 鉄道・路線バス等の確保

県は総合開・閉会式輸送、会場地市町村は競技会場地輸送について、それぞれが関係機関及び関係団体等の協力を得て、鉄道・路線バス等について、円滑な輸送の確保に努める。

(3) 予備車の確保

県及び会場地市町村は、大会期間中、予備車を準備して、緊急時に備える。

(4) 駐車場の確保

県及び会場地市町村は、道路交通事情及び大会参加者等の車両台数を勘案し、関係機関及び関係団体等の協力を得て駐車場の確保に努め、その効率的な利用を図る。

6 交通安全対策

県及び会場地市町村は、会場周辺における交通の安全確保と円滑な輸送を図るため、関係機関及び関係団体等の協力を得て、駐車場及び乗降場における車両の誘導や交通規制等の必要な措置を講じるものとする。

なお、交通安全対策の実施に当たっては、地域住民等への広報活動を行い、協力を要請するとともに、交通案内標識、案内板等の設置及び各種広報媒体の積極的な活用により、円滑な通行を確保する。

7 輸送サービスの推進

(1) 輸送担当係員の講習

県及び会場地市町村は、円滑な輸送を推進するため、必要に応じて県及び会場地市町村の輸送担当係員に対し、業務内容の徹底やサービス向上等のための講習会等を実施する。

(2) 輸送関係機関等の講習

県及び会場地市町村は、円滑な輸送を推進するため、関係機関及び関係団体等に対して、業務内容の徹底、サービス向上等のための講習会の実施を求めることができる。

8 輸送本部の設置

県は、輸送・交通業務を円滑に遂行するため、輸送本部を設置する。

9 その他

上記のほか、輸送・交通業務に関して必要な事項については、別に定める。